

2026 年度日本私立学校振興・共済事業団 若手・女性研究者奨励金

若手研究者奨励金募集要項

「若手・女性研究者奨励金」は、日本私立学校振興・共済事業団が優れた研究能力を有する若手研究者及び女性研究者の研究意欲を高め、研究の発展を支援するために助成する研究費です。総合研究所では、本学より依頼を受け、課題の募集および本学推薦課題の選定を行っています。希望者は内容を確認の上、申請してください。

なお、本奨励金は、本学総合研究所研究費（特別学園研究費）との併給も可能です。

記

1. 対象となる研究分野

全ての研究分野を対象とする。

2. 申請資格(若手研究者奨励金)

- (1) 本学に所属する 2026(令和8)年4月1日現在 39 歳以下 (1986(昭和61)年4月2日以降に生まれた者) で、2025(令和7)年8月1日現在、助教又はポスト・ドクターの職にあるものが1人で行う研究。*一部の講師も対象となります。(講師にあつては、本務教員給を支給され、研究に取り組む者であつて、2025 年(令和7)4月1日現在、当該法人に採用されて10 年以内(産休、育休の期間を除く)の者になります。)
- (2) 2025(令和7)年8月1日現在、科学研究費補助金(基金分を含む)に、新規・継続にかかわらず採択されていない者(研究分担者を含む)。
- (3) 2025(令和7)年8月1日現在、日本学術振興会特別研究員ではない者。
- (4) これまで同じ研究課題で「若手・女性研究者奨励金」に採択されていない者。
- (5) 2026(令和8)年4月1日現在、助教又はポスト・ドクター (一部の講師を含む) の職にあることが見込まれる者。2026(令和8)年4月1日現在の職位が、対象要件から外れた場合は採択取り消し。
- (6) 2026(令和8)年4月1日現在、応募時の学校法人に在籍していること。他の法人に移籍した場合に本奨励金を移籍先の学校法人に移管することができません。

3. 研究費

40 万円

4. 申請条件

2026(令和8)年4月1日から2027(令和9)年3月31日までに行う研究であること。
女性研究者奨励金の申請状況により最大3件申請可。学内選考結果は9月に通知する。

5. 学内申請期間

2025(令和7)年6月18日(水) ～ 7月2日(水)

6. 提出書類

所定様式「若手研究者奨励金 研究計画調書」を期間内に研究推進担当（総合研究所事務局）に提出のこと。

※ 提出された「研究計画調書」は、研究成果の戦略的支援のため、産学連携コーディネーターに開示する。

7. その他

- (1) APRINe ラーニング（研究倫理教育）を受講していること。

【問い合わせ先】 研究推進担当（総合研究所事務局） 高橋・本山 70-6306

souken@jim.dendai.ac.jp

※申請期間が短いため、申請を希望される方は事前にご連絡ください。

以上